

国立大学法人宮城教育大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和6年9月20日制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

二 研究者等 以下に定める者をいう。

イ 教員

ロ 学生及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者等、本学において研究活動を行う全ての者（イに定める者を除く）。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの適切な確保のため、体制の整備を図るものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

2 研究者等は、別紙チェックリストに基づき、自らの研究インテグリティの確保状況について随時確認を行うものとする。

3 前項の定めにかかわらず、第2条第2号イに定める教員は、本学から自らの研究インテグリティの確保状況の確認を求められた場合には、前項に定めるチェックリストに基づき確認を行うものとする。

4 研究者等は、前項及び前々項に基づく確認の結果、研究インテグリティの確保において懸念事項がある場合には、本学に必要な情報を開示しなければならない。

5 研究者等は、前項の情報開示に基づき、本学から研究インテグリティの確保のために必要な措置の決定があった場合には、当該決定に従わなければならない。

(統括責任者)

第5条 本学にて、学長の下で研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、広報・研究振興室 研究振興部会（以下「研究振興部会」という。）の長（以下「部会長」という。）をもって充てる。

(所掌機関)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに係る事項は、広報・研究振興室が所掌する。

(審議事項)

第7条 広報・研究振興室は、研究インテグリティ・マネジメントに関する次の事項を審議及び実施する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- 五 その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(委員以外の出席)

第8条 部会長は、必要と認めるときは、研究振興部会の構成員以外の者を研究インテグリティ・マネジメントに関する審議に出席させることができる。

(専門委員会)

第9条 部会長は、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、研究支援・多文化共生推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要

な事項は、別に定める。

附 則 （令 6 規第 7 2 号制定）

この規程は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行する。

別紙

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト
(研究者向け)

所属 職名 氏名

項目	回答	担当部署
1.一般的な事項		
外国の機関・大学等との共同研究や交流等(資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。)に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク(※)等のリスク(以下単に「リスク」という。)に留意するとともに、リスクが懸念される場合には所属機関の担当部署に相談等を行っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化共生推進課 研究支援係 ・経営企画課 人事係 ・財務課 調達係
※例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク		
研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)、外部機関から受けている各種の支援)について、所属機関の規程等に基づき、担当部署に適切な報告等を行っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・経営企画課 人事係 ・研究支援・多文化共生推進課 研究支援係
2.外国の期間・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項		
外国の機関・大学等との連携・契約において覚書(Memorandum of Understanding: MOU)等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めると、適切な手続き(契約書面などの提示、参加メンバー情報の提示を含む。)を経ていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化共生推進課 研究支援係、多文化共生推進係
外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬(※)・物品の提供を受ける際、所属機関に報告等を行い、上述のリスクが懸念されるようになった場合には、所属機関の担当部署に相談等を行っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化共生推進課 研究支援係 ・経営企画課 総務係 ・経営企画課 人事係 ・財務課 調達係
※報酬：奨励金、兼業の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等		

項目	回答	担当部署
外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に変化がないかを確認し、実質的な変更があった場合に所属機関の担当部署に報告等し、上述のリスクが懸念されるようになった場合も、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化 共生推進課 研究 支援係
外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であっても、リスクがあり得ることを認識し、リスクが懸念されるようになった場合には、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化 共生推進課 研究 支援係
特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、必要に応じて所属機関の担当部署に報告等し、リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化 共生推進課 研究 支援係 ・経営企画課 総務 係
外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行い、当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化 共生推進課 研究 支援係
3.外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項		
外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・研究支援・多文化 共生推進課 研究 支援係